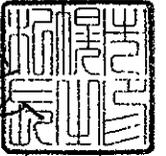


札幌市旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年2月27日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第6号

札幌市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

札幌市旅館業法施行細則（昭和47年規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(許可の申請) 第2条 (略)	(許可の申請) 第2条 (略)

改正前	改正後
<p>2 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、前項の申請書に<u>次の事項を記載した書類を添えて</u>、保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 玄関帳場又は玄関帳場等の詳細図（玄関帳場を有する構造を持つ旅館・ホテル営業の施設又は玄関帳場等を有する構造を持つ簡易宿所営業の施設に限る。）<u>（床面積、受付窓口及び受付カウンターの大きさ等を明示）</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 給排水、暖房、換気、採光、照明及び防湿の設備の構造並びに仕様の概要</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、保健所長が必要と認めるときは<u>前項に規定する書類以外のものの提出を求め、又は前項に規定する書類の提出を省略することができる。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>2 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、前項の申請書に<u>次に掲げる書類を添えて</u>、保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 玄関帳場又は玄関帳場等の詳細図（玄関帳場を有する構造を持つ旅館・ホテル営業の施設又は玄関帳場等を有する構造を持つ簡易宿所営業の施設に限る。）</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 給排水、暖房、換気、採光、照明及び防湿の設備の構造並びに仕様の概要<u>を記載した書類</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、保健所長が必要と認めるときは<u>同項各号に掲げる書類以外のものの提出を求め、又は同項各号に掲げる書類の提出を省略することができる。</u></p> <p>4 (略)</p>

附 則

この規則は、札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（令和8年条例第5号）の施行の日から施行する。